明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔府令・省令〕

○対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**二）　一

〔告　示〕

○対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　五

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者を指定する件の一部を改正する件（**外務**三六〇）　八

○国際連合安全保障理事会決議に基づく核技術等に関連するイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種を指定する件（**同**三六一）

○国際連合安全保障理事会決議に基づくイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する資金の移転防止措置の対象となる活動を指定する件（**同**三六二）

○外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件（**財務**二五五）

○外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件（**同**二五六）

## 府令・省令

**○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号**

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五並びに対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条第二項第三号及び第五項第五号並びに第五条第二項及び第九項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年八月三日

内閣総理大臣　菅　**直人**
総務大臣　原口　一博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　川端　達夫
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　山田　正彦
経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　令第三条第二項第三号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等とする。

第五条第二項中「第三条第六項後段」を「第三条第七項後段」に改め、同条第四項中「第三条第八項後段」を「第三条第九項後段」に改める。

第八条中「第三条第七項」を「第三条第八項」に改める。

別紙様式第一を次のように改める。

**別紙様式第一**

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株　式　の取得等に関する届出書
持　分

年　月　日

殿
（日本銀行経由）

| | | |
|---|---|---|
| 氏名又は名称及び代表者の氏名 | | 記名押印又は署名 |
| 住所又は所在地<br>事務所又は主たる事務所の所在地 | | 国　籍 |